



Safety and Health

安全と健康

No.234

今月のおススメ改善事例

●グラビア印刷現場での改善(三笠紙業)



【▼グラビア印刷に欠かせないロール紙を運搬するお手製の台車】



- 情報公開、アスベスト使用禁止、労災隠し根絶等を要請…2
- トピック 新ガイドラインの現場活用を期待して…3
- センター活動から
 - ・第一回定例会報告「医療従事者の安全と健康」…6
- 職場の取り組み・あれこれ
 - ・全建総連東京都連 現場改善委員会活動開始…8
 - ・寄稿 ハイウエイ労働者の安全、
東京労働局交渉以後…10
- 2002年夏・韓国便り…12
- 地域から相談から
 - ・建設労働者のじん肺(管理3口)
合併肺がんで原処分を見直し支給決定…14
- リレーエッセイ・この道…15
- センター活動日誌&スケジュール…16

特定非営利活動法人

東京労働安全衛生センター機関紙

〈頒価〉200円

発行人:平野敏夫

住所:〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5F

Tel (03)-3683-9765 Fax (03)-3683-9766

E-mail etoshc@jca.apc.org

Homepage URL <http://www.jcaapc.org/etoshc/>

振替:【郵便】00160-8-183157

【中央労金亀戸支店】284-1612779

発行日:2002年7月28日



地域から・相談から

◆建設労働者のじん肺（管理3口）

合併肺がんで原処分を見直し支給決定

厚生労働省は、本年3月27日「じん肺有所見者に発生した肺がんの労災補償上の取り扱いについて」という通達を発し、管理4のじん肺有所見者に発生した肺がんのみを労災補償としてきた従来の認定基準を廃し、基準を管理3にまで拡大した（本誌3月号参照）。この新たな認定基準により、管理3口のじん肺で肺がんを発症し亡くなり、補償を求めて再審査請求中であった建設ユニオンのTさん（本誌2001年10月号参照）は補償の対象になった。新規の請求であれば新たな認定基準により補償を受けることが可能だが、Tさんのように再審査請求中の場合はどうなるのか？順番待ちの審査会を経て、さらに数ヶ月裁決を引き延ばされるのか？裁判で係争中のケースでは不支給決定をおこなった労基署が、それを覆して新たに支給決定を行っている。脳・心臓疾患の認定基準変更の場合には再審査請求事案でも審査会を待たずに労基署が支給決定を行うと聞く（神奈川労職センターのケースでは、実際に見直し決定されたのは本年6月）。原処分を行った所沢労基署と厚生労働省労働基準局補償課労災保険審理室の担当者で電話で尋ねたが、取り扱いについては検討中で未定である、とのことであった。

「お役所仕事」と言うが如く、このままでは支給が引き延ばされると考え、Tさんの遺族、加盟していた建設ユニオンと上部組織の全建総連東京都連、東京労働安全衛生センターの連名で、6月13日、厚労省へ申し入れと交渉を行った。Tさんを含む全ての同様事案について、早急に見直し、支給決定をおこなうように本省から署へ指導をするように

求めた。結果的には、当日までにTさんを含む15名の再審査請求中の事案全てについて原処分庁へ見直しを指示済みであるとの回答があり、所沢署へも問い合わせたところ、指示を受けており6月中に見直す予定であるとのことであった。そして7月4日付けで、亡くなられてから2年9か月ぶりに遺族補償給付の支給が決定された。

建設労働者のじん肺は補償の面でも対策の面でも緊急に整備が必要な分野である。建設労働者のじん肺、肺がん、中皮腫のほとんどが労災職業病という認識のないまま私病として扱われている。建設現場は粉じん職場であるとされながら、曝露対策や作業教育は不十分か全く行われていない。これから急増する吹き付け石綿建築物の解体作業でも曝露対策に不安がある。Tさんのご冥福をお祈りしながら、残された者の責務を再確認したい。

（事務局 外山）